

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3084号)

令和6年7月24日

横情審答申第3084号

令和6年7月24日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和4年3月23日教人児第1942号による次の諮問について、別紙のとおり答申し  
ます。

「体罰に関する報告書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求につ  
いての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰に関する報告書」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年11月29日付で行った「体罰に関する報告書」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号又は第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 本人開示請求者以外の個人の生年月日及び年齢は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人が識別されるため、非開示とした。

イ 本人開示請求者以外の個人の健康状態及び言動の内容（これらが類推できる情報を含む。）は、本人開示請求者以外の個人の心身の状態、見解や主張等の内心に密接に結びついた情報であって、特定の個人が識別されるため非開示とした。仮に特定の個人が識別されなくても、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため本号に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、本人開示請求者が同席している場での同請求者の保護者の言動については、同請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報として開示している。

## (2) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 学校の所見は、本人開示請求者に関する学校の評価並びに本人開示請求者及びそれ以外の横浜市立特定小学校（以下「学校」という。）のA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）の関係者（以下「関係者」とい

う。)への支援に対する調整過程等に関する情報が記載されており、開示することにより、本人開示請求者及び関係者との信頼関係が損なわれ、今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるため、非開示とした。

イ 本人開示請求者以外の個人の健康状態及び言動の内容（これらが類推できる情報を含む。）は、関係者の個人に関する情報であり、関係者はこれらの情報が他者に開示されることを想定していない。したがって、これらの情報を開示すると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるため、非開示とした。

なお、本件処分の決定通知書では、非開示の根拠規定を旧条例第22条第3号と記載したが、根拠規定に本号を追加する。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本人に関する評価、本人への支援に対する調整過程等に関する情報を開示したところで、本人及びその親権者との信頼関係を損なうわけではない。逆に全て開示することが、信頼関係を取り戻すための出発点になる可能性も十分に考えられる。
- (2) 実施機関が主張する今後の本人への適切な支援に係る「支障」については、実質的なものではなく、名目的なものに過ぎない。
- (3) 本人開示請求者以外の者の健康状態等を開示することによって、特定の個人が識別されることにはならず、特定の個人の権利利益を害することにもならない。仮に旧条例第22条第3号本文に当たる場合は、審査会において、当該公務員等の職務遂行に係る情報に該当しないかについても精査していただきたい。
- (4) 本人開示請求者の親権者である母は、同請求者が本件事案に関する事情聴取を受ける際も付き添っているにもかかわらず、実施機関が「当該児童生徒の保護者」に対する事情聴取のほぼ全体を非開示としたことによって、旧条例第1条が個人情報の本人開示請求権を保障している意義が失われている。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定によ

り、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

(2) 体罰と思われる事案が発生した場合の報告に係る事務について

横浜市では、学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき校長が「体罰に関する報告書」を作成し、教育委員会事務局に提出することで報告している。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、本件事案に関連して、学校の校長（以下「校長」という。）が実施機関に提出した報告書であり、体罰の発生日時、発生場所、概要、当事者の氏名、生年月日、性別、発生時の状況、関係者からの事情聴取の内容等が記載されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち別表1に示す非開示情報1から非開示情報5までを旧条例第22条第3号に該当するとして、非開示情報2から非開示情報8までを同条第7号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 非開示情報1にはA教諭の生年月日及び年齢が、非開示情報2にはA教諭の健康状態に関する情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当す

る。また、慣行として公にされる情報でも職務遂行の内容に係る情報でもないため、本号ただし書ア及びウに該当せず、イにも該当しない。

#### ウ 非開示情報3について

(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、本件事案の関係児童（以下「関係児童」という。）の氏名を記号に置き換えたものとその児童からの聞き取りが記載されている。本件調査は、学校が事実関係を究明するために行った聞き取りであり、関係児童はその発言内容が審査請求人にそのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられる。また、その内容は関係児童の感情や内心であるから、これを開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童の人間関係に支障を来すなど、その健全な発育に影響を与えるおそれがある。したがって、開示することで、関係児童の権利利益を害するおそれが認められるため、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表2に示す部分には、関係児童に関して、聞き取りを行った日時や本件事案の発生時にいた場所等の情報が記載されている。体罰事案が発生した場合に関係児童に聞き取りを行うことは一般に想定される通常の事務であり、また、本件事案の発生時に関係児童が審査請求人と同じ教室内にいたことは審査請求人が当然に認識している事実であるから、これらの情報を開示しても個人の権利利益を害するおそれは認められず、本号本文に該当しない。

エ 非開示情報4には、審査請求人が同席しているとは認められない状況での審査請求人の母の言動及び母と学校とのやり取りに関する情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当し、本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないためただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しない。

#### オ 非開示情報5について

(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、校長及びA教諭の本件事案に係る率直な心情に係る情報が記載されている。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。また、これらの情報は、公務員の職務遂行を契機とするものではあるが、その内容に係る情報とはいえないため本号ただし書ウに該当せず、ア及びイにも該

当しない。

(イ) 別表2に示す部分には、A教諭が発言した旨が記載されている。この情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから、本号本文に該当する。しかし、A教諭が事情聴取に際して発言すること自体は職務遂行の内容に係る情報であり、本号ただし書ウに該当する。

(5) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示情報2から非開示情報5までが本号にも該当する旨主張しているが、これらのうち別表2に示す部分を除く部分については、上記(4)のとおり、旧条例第22条第3号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

ウ 非開示情報3のうち別表2に示す部分については、上記(4)ウ(イ)のとおりであり、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。

エ 非開示情報5のうち別表2に示す部分については、上記(4)オ(イ)のとおりであり、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。

オ 非開示情報6について

(ア) 別表2に示す部分を除く部分には、審査請求人、その母及び関係児童に係る学校の率直な所見が具体的に記載されている。これらが開示されると、報告書を作成する校長が児童、保護者又は他の教諭との関係性を意識し、当たり障りのない所見を記載するようになるおそれがある。その結果、今後同種の調査を行う際に、実施機関が学校の率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれが否定できず、本号に該当する。

(イ) 別表2に示す部分には、審査請求人の行動に対する学校の評価が記載されているが、これは一定の客観性を有する評価であり、関係者との信頼関係が損な

われることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。

カ 非開示情報 7 には、本件事案に関して学校と警察との間にやり取りがあったことが記載されているが、これらの情報を開示しても、関係者との信頼関係が損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。

キ 非開示情報 8 には、校長が A 教諭に対して行った指導の内容が記載されているが、これらの情報は学校における指導としては一般的なものであり、開示しても、関係者との信頼関係を損なわれることにより今後の適切な支援に支障を来すおそれがあるとは認められず、本号に該当せず開示すべきである。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、旧条例第 22 条第 3 号及び第 7 号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表 2 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

別表1 実施機関が非開示とした部分

非開示情報	非開示部分
非開示情報1	A教諭の生年月日及び年齢
非開示情報2	A教諭の健康状態に関する情報
非開示情報3	関係児童からの聞取内容等
非開示情報4	審査請求人の母の言動 審査請求人の母と学校のやり取りの内容
非開示情報5	校長及びA教諭の心情
非開示情報6	学校の所見
非開示情報7	学校と警察との間にやり取りがあったことを示す情報
非開示情報8	校長からA教諭への指導の内容

別表2 非開示部分のうち開示すべき部分

非開示情報	開示すべき部分
非開示情報3	4頁1行目から3行目までの全て並びに4行目1文字目から25文字目まで、16行目1文字目から25文字目まで及び32行目1文字目から25文字目まで
非開示情報5	3頁27行目の全て
非開示情報6	2頁4行目40文字目から44文字目まで及び5行目1文字目から14文字目まで、10行目12文字目から29文字目まで並びに28行目7文字目から13文字目まで及び34文字目から45文字目まで
非開示情報7	6頁25行目7文字目から文末まで及び7頁1行目7文字目から文末まで
非開示情報8	5頁34行目から37行目までの全て

(注意)

文字数は、1行に記載された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 3 月 2 3 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 5 月 2 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 4 年 6 月 7 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 5 月 2 8 日 ( 第 3 8 5 回 第 一 部 会 )	・ 審議
令 和 6 年 6 月 2 5 日 ( 第 3 8 6 回 第 一 部 会 )	・ 審議